

13・6・3

採択された 請願のその後

請願が市議会で採択されると、議長は、その趣旨と採択された旨を、市長、教育委員会などの市の各機関または、内容により国や都などの関係機関に文書で送付しています。

ここでは市から議会に報告された平成12年中の請願の処理経過と結果をお知らせします。

市長の専決処分を承認

市税条例の一部改正一

今臨時会で、市長から地方税法等の改正に伴う「三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について」の議案の提案があり、5月17日の本会議で満場一致により承認された。主な改正内容は次

のとおり。

【個人市民税関係】

1 個人市民税における土地等の譲渡課税の特例の延長

2 特例制度について、税率軽減の特

(1) 個人の長期譲渡所得の課税の適用を現行の平成14年度分から平成16年度分まで延長する。
 (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(ア・イの税率)の適用を現行の平成14年度分から平成16年度分まで延長する。

ア 4千万円以下20%(住民税5.5%、所得税15%)

環境に配慮した道路構造に

【請願】都道調布保谷線(調布区間)、大沢四丁目部分の道路について、住民の意見を取り入れて、環境に配慮した道路構造に見直しを求めるについて(12年第1回定期例会で採択) II 都道調布保谷線のうち調布市富士見町より三鷹市野崎二丁目までの区間は、昨年幅員36メートルで事業化され、大沢四丁目の道路構造の試験が示されました。住民にとっては車椅子も利用できないような、高環境・高福祉をめざす三鷹市政の理念に反する構造となっていました。

三鷹市は、私たち大澤の住民の意見や福祉や環境問題の学識経験者の意見や助言によって、公園都市にさわい道路構造に見直すよう、東京都に要望、協議することをお願いします。

東京都に 対応を要請

【市の処理状況】 II 平成12年4月11日に事業者である東京都(建設局道路建設部長及び北多摩南部建

設事務所長)に対し、請願の写しを送付とともに、その趣旨に添つた対応を要請しました。

また、同年5月11日には大澤コミュニティセンターにおいて三鷹市の主催による「道路構造に関する懇談会」を実施し、地域住民の意見の聴取を努めています。

今後も引き続き地域住民の意見を反映させるよう、東京都に働きかけていきます。

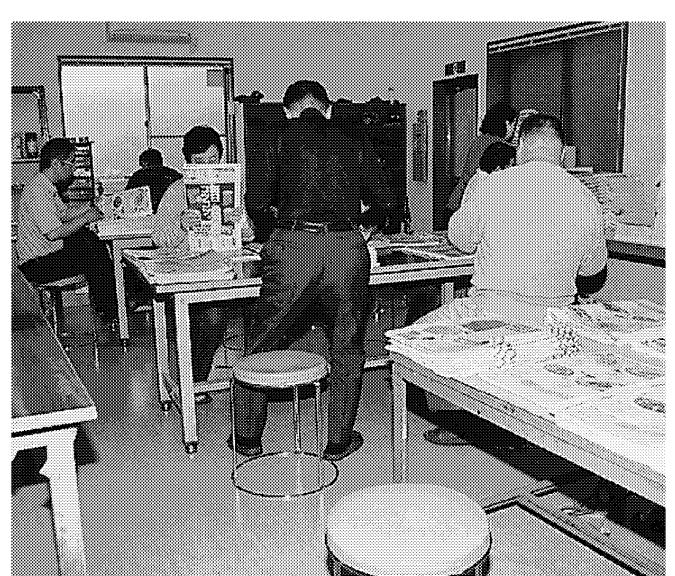
精神保健福祉のさらなる充実を

精神保健福祉のさらなる充実を

【請願】三鷹市における精神保健福祉の充実を求めるについて(12年第3回定期例会で採択) II 日頃、三鷹市におかれましては福祉プラン21の推進による障害者福祉、とりわけ精神に障害のある方が一人でも多くこの街でよく普通の市民生活がおくれますようご尽力いただき誠に感謝いたしま

す。
 おかげさまで、この11年間で、精神障害者共同作業所が9ヵ所となり、200名を超える利用者の働く場、生きがいの場としてなくてはならない社会資源となつておられます。また、グループホームも3カ所、17名の方々の生活を支え続けています。

三鷹市長の2000年度施政方針演説のお言葉をおかりいたしますと、これらの社会資源はセーフティ・ネットとして精神障害者の方々の生きる拠点の役割を果たしており、このおかげがえのない場を原



三鷹ひまわり第一共同作業所の作業風景

新基本計画で 対応を検討

【市の処理状況】

1 精神保健福祉に関する計画について、三鷹市基本計画や福祉プラン21の見直し作業の中で、盛り込まれる考え方や具体的な事業を検討していきます。

2 精神障害者共同作業所の補助金は、現行の水準が保てるよう努力します。

3 自主運営グループホームへの

申告を通じて課税する。
 1 被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設 4千万円超26%(住民税6%、所得税20%)
 2 商品先物取引による所得に対する個人住民税の申告分離課税制度の創設 %
 3 3月31日までの間に商品先物取引をした場合における一定の個人の所得については、他の所得と分離して26%(住民税6%、所得税4%)、所得税20%の税率により課税について当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、天災等の発生後2年度分の固定資産税及び都市計画税について改定する。
 4 土地が天災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められたものを最初の5年間3分の2を減額する。

この条例の施行期日は、一部の改定規定を除き、平成13年4月1日である。
 この条例は、緊急の場合や次の定期例会まで待つことのできない事件が発生したときに、特定の条例の定める回数、招集されるもので、本市議会では3月、6月、9月及び12月(3で割れる月)に招集されます。

臨時会は、緊急の場合や次の定期例会まで待つことのできない事件が発生したときに、特定の条例の定める回数、招集されるもので、本市議会では3月、6月、9月及び12月(3で割れる月)に招集されます。

本会議は、全議員で構成される議会の会議のことです。議会の議決等は、本会議で行われることで法的な効力を発生します。本会議には、定期会と臨時会があり、定期会は毎年4回以内で条例の定める回数、招集されるもので、本市議会では3月、6月、9月及び12月(3で割れる月)に招集されます。

この定期会の定例会と臨時会の違いは、定期会は、緊急の場合や次の定期例会まで待つことのできない事件が発生したときに、特定の条例の定める回数、招集されるもので、本市議会では3月、6月、9月及び12月(3で割れる月)に招集されます。

市議会の本会議と定期会と臨時会

議会は住民の代表によって構成される市の重要な意思を決定する機関です。議会の権限の主なものは、議決権で、対象となる議決事件の主なものは次のとおりです。

1 条例の制定、改正、廃止

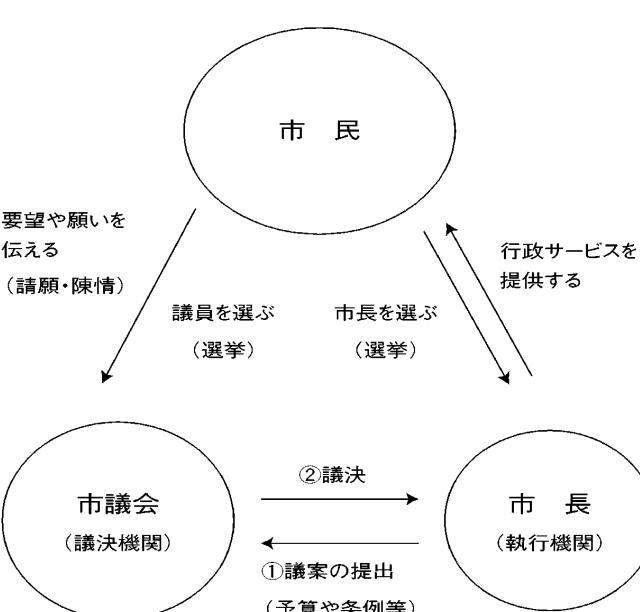
2 予算の決定、決算の認定

3 契約の締結(予定金額1億5千万円以上の工事など)

4 財産の取得、处分など

5 議決権のほかに、議会の権限には、選挙権、同意権、検閲検査権、監査請求権、意見書提出権、調査権や請願・陳情の受理と処理権能などがあります。

6 市民のみなさんと市議会、市長の関係をあらわすと左図のようになります。



- 1 市長(執行機関)は、予算や条例などの議案を議会に提出します。また、議員からも議案の提出があります。
- 2 議会は、提出された予算や条例などの議案を審議し、議決をします。

前号議会だより第2号(5月3日発行)6面の公明党丹羽議員の一般質問の中で、「市は、はなかいどうに決定した」のは「はなかいどう」は、「ハナミズキ」の誤りでした。